

## 社会福祉法人光信会役員等報酬規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、役員等報酬に関して必要な事項を定めるものとする。

### (役員等の報酬)

第2条 理事長に月額 150,000円 を報酬として支給する。

2 役員及び評議員は、原則無報酬とし費用弁償を支払う。

3 当法人の本部・施設・事業所等に勤務し、給与所得がある場合は、役員等報酬は支給しない。

4 一か月間、勤務実態の無い場合は、支給しない。

### (報酬の支給方法)

第3条 報酬は、銀行振り込みにより毎月 25 日に支給する。

### 附 則

この規則は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

但し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

2. この規程は、平成 26 年 3 月 28 日に改正し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する

3. この規程は、平成 28 年 10 月 26 日に改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する

4. この規程は、令和 2 年 1 月 27 日に改正し、令和 2 年 2 月 1 日から施行する

5. この規程は、令和 3 年 12 月 8 日に改正し、令和 3 年 12 月 25 日から施行する。